

反社会的勢力でないことの確約

私は、以下の1および2をそれぞれ確約いたします。

なお、1のいずれかに該当し、若しくは2のいずれかに該当する行為をし、または1に基づく確約に関して①虚偽の申告をしたことが判明した場合②確約が虚偽であると認められた場合③反社会的勢力に該当すると認められた場合④暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、契約を継続しがたいと認められた場合には、取引が停止され、この契約が解除されること。または通知によりこの契約が解除されても異議申立てをいたしません。また、これにより損害が生じた場合でも、全て私の責任とすることに同意いたします。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、社会運動標榜ゴロその他の反社会公益に反する行為をする個人または法人でないことを確約するものとします。

2. 次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

自らまたは第三者を利用して、暴力行為または脅迫的言動を用いること

事実を反し、自らまたは関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えること。

自らまたは第三者を利用して、貴社の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること。

自らまたは第三者を利用して、貴社の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること。